

Title	元首政期ローマにおける：「都市の健全性」と公衆浴場
Author(s)	堤, 亮介
Citation	パブリック・ヒストリー. 2014, 11, p. 17-35
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66525
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

元首政期ローマにおける 「都市の健全性」と公衆浴場

堤 亮介

はじめに

本稿の背景にあるのは、自然に関する知識と人間の社会はいかなる関係をもっていたのだろうか、という問いである。このような問いは今日の科学史、とくに近代の科学史においては珍しいものではないだろう。これを古代地中海世界において問うた場合、どのようなものが見えてくるのか。その糸口を探そうと試みたのが本稿である。

本稿の目的は、元首政期のローマにおいて、医学的知識と統治がなにか関係をもっていたのか、もっていたとすればそれはどのような関係であったのかを明らかにすることである。この目的のため、本稿ではフロンティヌスが『水道書』において用いた「都市の健全性 (*salubritas urbis*)」を、古代ローマにおける医学と統治の接点の手掛かりになるものとして提示し、これについて考察する。「都市の健全性」については既にモーリーが論じているが、彼はこの概念をローマの衛生状態を説明するために用いており、またローマの統治との関連を十全に論じてはいない。本稿ではむしろ、ローマの実際の衛生状態ではなく、ローマ人の公的な衛生観念を、⁽¹⁾「都市の健全性」を通じて検討したい。またこの概念を十全に把握するため、本稿では公衆浴場をもうひとつの題材として取り上げる。というのも、公衆浴場は皇帝や有力者によってしばしば建造された、多少なりとも政治性を含む建築物であるし、またその入浴設備であるという性質が、ときに医学史的な考察の対象ともなっていたからである。

公衆浴場の医学的な地位については、ふたつの異なる見解が見られる。ひとつは公衆浴場を、とくに当時存在していた入浴療法と関連付けて、衛生政策と関連付けるものだ。例えばロビンソンは、「公衆浴場は公衆衛生を促進させる事に大変適切な手段であった⁽²⁾」として、利用可能な公衆浴場の存在に「ローマ人の健康に対する積極的な態度の明白な⁽³⁾し」を見出す。イエギェルも同様に、公衆浴場の建築や無料開放を「衛生および歓楽に関する国家的計画の、よく

(1) N. Morley, "The Salubriousness of the Roman City" in H. King ed., *Health in Antiquity*, Routledge, 2005, pp. 192-204.

(2) O. F. Robinson, *Ancient Rome: City planning and administration*, Routledge, 1996, p. 116.

(3) *Ibid.*, p. 113.

好まれた重要な適用⁽⁴⁾として理解する。もうひとつの見解は、公衆浴場と衛生政策を安易に結び付けることを批判するものである。スミスは「公衆浴場は主に、快楽、政治、組織的宣伝活動のために存在し、病気予防のためではなかった⁽⁵⁾」と主張し、フェイガンはそもそも古代ローマに衛生政策など存在しなかったとして、ゆえに公衆浴場がその医学的機能を主たる目的として建設されたとは言えないと論じる⁽⁶⁾。

結論がより適切であるのは、おそらくスミスやフェイガンの方であろう。公衆浴場が健康に有益であること、あるいはそう認知されていたことは、その衛生的効用が建設目的であったこととは別のことである。とくに、まさにイエギュルも強調しているように、公衆浴場は衛生面だけではなく社会的な機能も多分に有していたことから、いっそうフェイガンたちの見解は妥当であろう。しかしながら、フェイガンらの論もおおむね不十分であるとも思われる。というのも、古代のいくつかの史料からは、医学的言説においては一般的な個人々の健康に対する配慮のみならず、それとは射程を異とする都市を対象とした衛生上の配慮を読み取ることができるからだ。こうした配慮と公衆浴場が無関係であると主張するには、より詳細な検討が必要となるだろう。

本稿では元首政期ローマにおいて皇帝による公衆浴場の建設が、その衛生上の効果を目的としてなされたか否かを検討する。第1章では共和政末期から元首政期にかけて活動した3人の医学関係者、アスクレピアデスとケルスス、そしてガレノスの著作を読解し、入浴療法の存在を確認した上で、その内容を確認する。第2章では「都市の健全性」およびそれと同様の意味を持つ言葉を手がかりに、古代ローマにおいて健康に関わる問題が統治上の関心の対象になっていたことを明らかにする。第3章においては先の章に引き続き、ウィトルーウィウスの『建築書』における衛生論を検討したうえで、「都市の健全性」という言葉が指し示す内容を明確化する。この過程を通じ、公衆浴場の建築が「都市の健全性」にかかわりがないことを示しつつ、「都市の健全性」とその身分をはっきりと理解するための手掛かりを提示したい。

1 古代ローマの入浴療法

本章では3人の医者と学者、アスクレピアデスとケルスス、およびガレノスの医学理論を確認し、入浴療法がローマ医学の治療および養生法の理論において重要な位置を占めていたことを示す。いわゆる「方法学派」の祖と見做されているアスクレピアデスは、ギリシア医学をローマに持ち込むことに成功した最初期の人物である。ケルススは後1世紀ごろの知識人であり、百科全書的な著作の一部である『医学論』において、彼以前の医学的知識を包括的に記述している。アウレリウス帝の侍医としても有名なガレノスはローマにおける最大の医学者と目され、後代の医学に重大な影響を与えた人物である。彼ら前1世紀から後2世紀末までの医学的

(4) F. Yegül, *Bath and Bathing in the Classical Antiquity*, the MIT Press, 1992, p. 44.

(5) ヴァージニア・スミス (鈴木実佳訳)、『衛生の歴史——美・衛生・健康』、東洋書林、2010年、120頁。

(6) G. G. Fagan, *Bathing in Public in the Roman World*, University of Michigan Press, p. 119.

作家の主張を検討することで、ローマの医学において入浴がどのように取り扱われたかを明らかにすることが本章の目的である。

(1) アスクレピアデス

アジア北部のビテュニアに生まれたアスクレピアデスは前 130 年ごろローマに渡り、キケローやクラッススといった当時の有力者と親交を結び、ローマにおいて名医としての評判を得たとされる。⁽⁷⁾大プリニウスによればアスクレピアデスの人気は「ほとんどすべての人類を自説になびかせた」ほどであったが、その理由は彼が誰にでもできる容易な療法、たとえばマッサージや歩行などを推奨したことにあるという。⁽⁸⁾「安全に、素早く、痛みを与えず」を原則とした彼は、摂食療法などの体に負担を掛けにくい療法を勧め、下剤や瀉血といった刺激の強い治療法を避けたとされる。大プリニウスの表現が誇張を含むにせよ、キケロー⁽⁹⁾やケルススといった人物からも言及されていることから、アスクレピアデスはローマで最も名の知れた医者⁽⁹⁾の 1 人であったと言えるだろう。その彼がローマに伝えた、あるいはその人気を高めたと考えられるのが、入浴療法である。

アスクレピアデスが生まれたのはビテュニアのリゾート地であり、彼自身も沐浴法医を営んでいた。目的論や自然治癒力といったコス学派の理論を批判した彼は、健康状態が体内の原子運動によって左右されると考えた。病気になった場合は原子の運動になにか問題があると考えられるので、治療のためには機械的手段によって正しい原子運動に戻さなければならない。⁽¹⁰⁾たとえば体が弛緩して体液が過剰に排出されている場合には運動と冷浴療法を、逆に緊縮しすぎている場合にはマッサージと温浴療法を用いることで、体内の原子運動を適正化しようと試みたのである。⁽¹¹⁾

アスクレピアデスは特に水浴療法の利用において名を馳せていた。プリニウスは批判的に、「さらに彼（アスクレピアデス）は、水療法の体系を編み出したが、これは水浴に対するはなはだしい嗜好に訴えるものである」と語っている。⁽¹²⁾またアスクレピアデスは「冷水を与えるもの」というあだ名を得ることを望んでいたとも言われており、実際に後代の医学的著作家たちもアスクレピアデスと水浴療法を結び付けて語っている。⁽¹³⁾アウグストゥス帝の命を救い、入浴後の冷水による健康法を編み出したとされるアントニウス・ムーサもアスクレピアデスの影響下にあるとされることからも、ローマにおいてアスクレピアデスは水浴療法のある種⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

(7) テオドール・マイヤー＝シュタイネック、カール・ズートホフ（小川鼎三訳）、『図説医学史』、朝倉書店、1982 年、67-68 頁。

(8) Plin. *NH.* 26. 7. 以下略号は *OCD* に従う。

(9) Cic. *De or.* 14. 62.

(10) 宮本忍、『医学思想史 I』、勁草書房、1976 年、138 頁。

(11) スミス、前掲書、134-135 頁。

(12) Plin. *NH.* 26. 8.

(13) Fagan, *op. cit.*, pp. 98-99.

(14) Plin. *NH.* 25. 38.

(15) Fagan, *op. cit.*, p. 97.

の権威であったと推測できる。

またアスクレピアデスは、冷水による治療のみならず温浴療法にも通じていたと考えられる。ケルススは入浴による発汗の効用を語る際、「昔の人はそれ（温浴療法）を慎重に用いたが、アスクレピアデスはより大胆に用いた⁽¹⁶⁾」としており、アスクレピアデスがローマに温浴治療を導入したかはともかく、積極的にこれを用いた注目すべき人物であることが伺える。大プリニウスも同様に、アスクレピアデス以来「下から温める熱風浴」なるものが用いられるようになったと指摘している⁽¹⁷⁾。アスクレピアデスが熱による治療も行っていたことは当時の人々にも知られており、冷水浴治療で名を高めたとはいえ、温浴療法も用いていたと考えるのが妥当であろう⁽¹⁸⁾。

アスクレピアデスがローマに滞在していた時期と、ローマにおいて入浴が人気を得た時期は概ね一致している。とはいえフェイガンが言うように、アスクレピアデスはローマにおける入浴文化の定着を引き起こしたというよりは、むしろ入浴文化の定着をうまく自らの治療理論に組み込んだと考える方が妥当であろう。しかしアスクレピアデスは、同時代の著名人や後代の学者からもその人気をたびたび言及されるほどの医者であり、彼以降の入浴文化に少なからぬ影響を与えたことは否定できない。次節では、アスクレピアデスにも言及しつつ入浴療法を積極的に紹介している、ケルススの入浴療法を検討する。

(2) ケルスス

『医学論 *De medicina*』は後 25-30 年、ティベリウス帝治下で書かれた百科全書の一部であり、かつそのなかで唯一現存する著作である。ケルスス自身は医者ではなく、『医学論』でも独創的というよりはヒポクラテスをはじめとする多くの医者たちを参照している。逆に言えばそれら広範な参照と詳細な臨床観察の記録を含むこの書物は、当時の医学的知識を検討するためには重要な史料である。『医学論』は医学史に始まり、養生法、病気の原因とその治療法、薬学、諸々の外傷とそれに対する外科手術といったさまざまな分野を含んでいるが、そのなかで入浴とその効用は分野をまたがり幾度となく説かれている。以下、ケルススの伝える入浴療法を、健康維持と治療に大別してまとめる。

入浴は食事や運動を含む日常生活のひとつとして、健康を維持するために気を配るべき要素のひとつとされる。ケルススによれば、時々入浴自体が健康的である⁽¹⁹⁾（1.2.2）ほか、運動後（1.2.7）、旅の疲れ（1.3.9）、さらに養生法としての吐瀉の後（1.3.23）にすることが、それぞれ健康に有益である。またやせ過ぎている人が太りたい、あるいは逆にやせたい場合には、適切な入浴法によって望ましい体型を得ることができる（1.3.15-16）。ほかにも入浴は消化を促進す

(16) Celsus. *Med.* 2. 17. 3.

(17) Plin. *NH.* 26. 8. ここでいう「熱風浴 (*pensila balnea*)」が何を指しているかは本文からは判然としないが、フェイガンは湯で満たされた水槽による、いわゆる温浴治療であると推定している。Fagan, *op. cit.*, pp. 98-99.

(18) Fagan, *op. cit.*, p. 99.

(19) 以下本節の括弧内は Celsus. *Med.* の引用箇所である。

る効果があるとされ、大腸の痛み(1.7)や消化不良による胃痛(1.8.3)にも効果があるとされる。このように、ケルススは日々の入浴を適切に扱うことによって身体の健康を維持したり、慢性的な体調不良を和らげたりする方法を教えているのである。

入浴は健康を維持するためだけでなく、特定の病気を治療するためにも有益である。ケルススが語る入浴療法の効果のひとつは発汗である(2.17.1-2)。具体的な症状を挙げれば、発熱時に体が硬い場合(3.8.13)、鼻づまり(4.5.9)、肝臓の病気(4.15.4)に対して、入浴による発汗は効果を持つ。ケルススはまた、毒性のある物質を体内から排除せねばならない場合、例えば狂犬病の恐れがある場合(5.27.2.B)、毒蜘蛛に咬まれた場合(5.27.9)、ドクニンジンを取ってしまった場合(5.27.12.B)にも、入浴をして汗をかくことを勧めている。その他、膿疱ができた場合(5.28.15.D)、乾性の眼炎(6.6.29)、膀胱結石の治療後(7.26.5.C)にも、患者は入浴などの手段によって発汗することが求められる。

風呂の熱そのものを利用することも多い。悪寒が発熱に先立って起こる場合(3.12.3)、四日熱の時(3.15.2)、「狂水症」の治療のため水槽に投げ込まれたとき(5.27.2.D)など、悪寒が患者を襲う場合がそれだ。熱い湯を体にかけて治療する場合もいくつかある。睫のしらみには浴場で湯を頭から浴びることが勧められており(6.6.15.B)、トラコーマの場合は臉に温水をたくさんかけるべきだとされる(6.6.27.B)。乳幼児が悪性の口内炎を患った場合、授乳者は熱湯を乳房にかけなければならない(6.11.4)。

明確な理由は述べられていないが、ほかにも多くの病気に対して入浴療法は効果を持つとされる。熱が出ているときの疫病対策(3.7.1.A)、肺ろうになった場合(3.22.6)、炎症が治まった後の睫の負傷(5.26.30.B)、丹毒(5.28.4.D)。老眼(6.6.34)や鳥目(6.6.38)。これらの場合、ほかの養生法と同様に、入浴は治療を促進する効果をもたらす。

また、薬などの物質を浴槽に入れて入浴する療法についてもケルススは紹介している。先にあげた温かい油による入浴はその一例であり、ほかにもいくつかの治療がこれに該当する。真性で深刻な肺ろうを患ったばあい、10日毎に患者を湯に油を混ぜた浴槽に入れることが求められる(3.22.12)。ヴィティリゴと呼ばれる皮膚病(乾癬か)を治療したい場合には、浴場で患部に砕いた豆を振りかけたのち、その上に特殊な薬を塗りつける(5.28.19.D)。腸が下がっている老年の患者は、3日ほどの絶食の間にオリーブ油を加えた熱い湯につかるなどの療法を受ける(7.20.3)。下腹部の癌を患う患者は、マルビウムやキンバイカを煮た水で入浴しなければならない(7.27.2)。

以上見てきたように、ケルススにおいては入浴と健康・治療は分かちがたく結びついている。入浴の不適切な使用、たとえば傷が治りかけの状態に入浴すること(5.26.28.D)などが病気を悪化させるケースがあるとはいえ、適切に用いられた入浴は日々の健康を維持するのみならず、特定の病気を治療する働きも持っていると考えられたのである。先述したとおりケルススは医者ではなく、あくまで博識な上流市民だったと考えられるから、これらの知識は医者たちに限定されていたわけではなく、すくなくとも知識人たちにも知られていたことは明らかである。アスクレピアデス以降ローマで人気を得た入浴療法は、元首政期の医学におい

て重要な位置を占めるようになった。そしてそれはアスクレピアデスやその弟子を批判するガレノスにおいても同様である。続いて、ガレノスの『健康維持について』における入浴療法のあり方を確認しよう。

(3) ガレノス

古代ローマの医学史における最重要人物であるガレノスは、後 130 年ごろローマ支配下のペルガモンに生まれた。アレクサンドリアなどで医学や哲学を学んだのち、後 161 年にローマを訪れ、アウレリウス帝らの侍医を務めた後、後 200 年ごろに亡くなったとされる。ローマ滞在期にガレノスは多くの著作を残しているが、その中で彼は多くの医学者を論駁している。その中には先に取り上げたアスクレピアデスも含まれており、ガレノスは彼の医学理論を現実(20)に一致しないとして批判する。しかしこのような理論上の対立の一方で、ガレノスもまた先述した 2 人と同様、入浴の医学的な効用を認めている。ここでは一例として『健康維持について *De sanitate tuenda*』を取り上げて、ガレノスにおける入浴の位置づけを明らかにしたい。

ガレノスは入浴を水の性質によって 3 つに分類している。温水浴、冷水浴、そして湧水による入浴である。適切な温度である限り、温水は熱と湿の質を持つが、熱湯は湿を失う。冷水は冷たくかつ湿を持つ(21) (3.4)。湧水は温かかったり冷たかったりするが、それとは別に特殊な効用を持つ。これらは別々の効果をもたらすため、ガレノスは対象や目的に応じてこれらの入浴法を使い分けている。以下、公衆浴場と関係の深い温水浴と冷水浴について確認する。

温水浴。体質上の理由から温水浴を必要とするものとして挙げられるのは、幼児や老人等である。幼児は湿を必要としているため温かい真水で入浴すべきであるとされ (1.9)、老人の体質は過剰に「冷たく乾いている」がゆえに、「真水による温かな入浴」などの手段によって熱と湿を与えなければならない (5.3)。また「入浴しなければ直ちに発熱する」プレミゲネスのような体質の人物には、1 日に 2 度ほど入浴することが健康に良いとされる (5.11-12)。

疲労回復における温浴の効果もガレノスは述べる。運動をした後の若者にとっては、ほかの疲労回復と併せて適切に入浴した場合、入浴それ自体が疲労回復の一部となる (3.4)。緊張性および炎症性の疲労はマッサージや休息、そして適温の風呂に入浴することで癒されるとされ、また身体が痩せ湿を失う、疲労に似ているがそれとは異なる症状に対しては、熱い湯によって皮膚を強化することが必要であるとガレノスは言う。

その他温浴が効果を持つとされる身体の異常は次のものである。老廃物の大きさが原因となる、障害性の毛穴の詰まり (3.10)。不眠、嘆き、怒りや渴望といった感情と、それによって引き起こされる痩せなどの身体の異常 (3.12)。消化不良 (4.7)。体を温める必要がある場合、あるいは体に湿を与える必要がある場合、運動などの療法と組み合わせられて、温浴療法はほとんどの場合推奨されている。温浴は万能ではない時に身体を害する危険があるとはされている。

(20) ガレノス (種山恭子訳)、『自然の機能について』、京都大学学術出版会、1998 年、36-43 頁等参照。

(21) 以下本節の括弧内は Galen, *De sanitate tuenda* の引用箇所である。

るものの、ガレノスの医学論において少なからぬ重要性を持っていると言えるだろう。

冷水浴。ガレノスの冷水浴に対する評価は温水浴と比べれば低い。彼は冷水にも温水と同様皮膚の緊縮効果を認めるが、冷水については患者に害を与える危険性があるとする一方で、温水による皮膚の強化と熱の獲得を好意的に記述する。とはいえ、特定の条件下においては冷水浴もまた医学的に価値あるものとして取り扱われる。成長期にある者にとって冷水浴は適切ではないが、成人にとっては皮膚を厚く丈夫にし、身体を壮健にするために推奨される(3.4)。冷水浴をする場合、初夏の風が無く暖かな時間に行うべきであり、年齢や体調、精神状態にも気を配らなければならない。冷水浴は摩擦法とともに用いられるが、この場合より硬めの綿を用い強めに行うべきである。油を用いた摩擦と運動はいつも通り行い、しかるのち全身が等しく冷水が浸るよう速やかに浸かる。水から上がった後には油で体を擦って体を温め、食事を増やし飲み物は減らす。このような健康法を行うことで、翌日には体調は改善され身体はより強健になるとされる(3.4)。その他、「極端に冷たい水」は、老廃物の性質によって引き起こされる収斂性の毛穴の詰まりに効果があるとされ、また栄養能力の失調による病気に対しても、冷水浴はほかの療法と組み合わせた場合非常に有益である(6.8)。

このようにガレノスにおいても、アスクレピアデスやケルススとは理論上も実践上も異なるとはいえ、入浴の医学的効用をはっきりと見ることが出来る。またケルススと同じくガレノスにとっても、入浴は食事や運動と同じように、日常生活の中に組み込まれていて比較的容易に改善することができ、また身体そのものの強化や維持のみならず特定の症状に対しても医学的効果をもつものであったといえるだろう。

以上確認したように、ローマにギリシア医学と入浴療法が広まるきっかけとなったアスクレピアデスから、当時の医学的知識を整理したケルススを経て、ローマ最大の医師ガレノスに至るまで、つまりおおむね前1世紀から後2世紀までの間、入浴は治療効果を持つものとして理解されてきた。フェイガンはこのような知識が、今回取り上げた医学者、また上流階級や知識人のみならず、より社会の下層に属していた庶民にもひろく知られていたと主張している⁽²²⁾。彼の主張を受け入れるならば、庶民が公衆浴場になんらかの医学的効果を求めて訪れた可能性も否定することはできまい。それならば、皇帝たちが公衆浴場を建築したのは、入浴の医学的効用を市民たちに与えようとした、すくなくとも一部にはそのような動機があったからであると主張することができるだろうか。

しかしこのような理解をするためには、皇帝が市民の健康になんらかの関心を持っていたり、市民の健康に配慮することが皇帝の義務のひとつとして考えられていたことを論証せねばならないだろう。そしてさらに、彼らの関心の対象が公衆浴場の建築によって確保されるとも考えられていなくてはなるまい。本章で確認したとおり、アスクレピアデス、ケルスス、ガレノスが考えていた入浴療法は、熱などの力によって身体内部に働きかけることで、病気を予防したり治療したりするものであった。ところで、このようなものとは別に、古代の医学にはもうひと

(22) Fagan, *op. cit.*, pp. 88-93.

つの病気に対するアプローチが存在していた。病気の原因を環境にもとめ、その環境から脱出する、あるいは好ましい環境を作り上げることで病気に対抗するタイプの方法である。⁽²³⁾ 古代の医学を便宜的に「治療」に関するものと「環境」に関するものとに分けた場合、入浴療法は明らかに前者に属するものと言える。

それでは、都市に責任を負う人々が関心を持っていたのは、医学者と同様に、このような医学の治療的側面だったのであろうか。そして彼らは、その治療手段や治療のための空間——公衆浴場もまたこのようなものだと考えることができる——を市民に与えることを自らの義務として考えていたのであろうか。

2 「都市の健全性」

本章で主たる検討の対象となるのは、フロンティヌスが「都市の健全性」と呼ぶものとその類似概念である。フロンティヌスは自らの職務を説明して次のように述べる。

「水道長官という、都市 (*urbis*) の有用性や健全性 (*salubritatem*) に、そしてそのうえ安全にまで資する、これまでいつも我々の国家の筆頭たる人々によって運営された官職が、私に課せられている。」(Frontin. *Aq.* 1)

フロンティヌス自身が水道長官であったこともあり、ある種の誇張がある可能性を否定することはできないが、すくなくとも何らかの行政上の配慮の対象として「健全性」が考えられていたことを読み取ることができるだろう。

このような配慮をしていたのは、水道長官であるフロンティヌスだけであろうか。『水道書』の2巻には皇帝による次のような布告が紹介されている。

「私か先帝の認可によって許可されているものを除き、いかなる者も無主物である水を引かぬよう私は欲する。というのも、貯水槽からある程度の水があふれるのは不可避なことであるが、これは我々の都市の健全性 (*urbis nostrae salubritatem*)、そして下水溝を洗浄することへの有用性にも関係しているからである。」(Frontin. *Aq.* 111)

この布告については再び検討するが、ここから皇帝自身が「都市の健全性」にたいして一定の配慮を示していたことが理解される。

「健全性」に対する配慮が現れるのは『水道書』においてだけではない。小プリニウスは皇帝に宛てた書簡において、小アジアの都市シノペの水不足について報告している。周囲の水源

(23) V. Nutton, "Medical thought on urban pollution" in V. M. Hope and E. Marshall eds., *Death and Disease in the Ancient City*, Routledge, 2000, pp. 65-72.

や地形について述べた後、プリニウスは皇帝に次のように陳情する。

「渴きに大変苦しんでいるこの植民市の健全性と歓楽に (*et salubritati et amoenitati valde sitientis coloniae*) 関わるこの仕事をお許し頂けるのならば、私の配慮のもとに集められる資金は欠けることがないでしょう。」(Plin. *Ep.* 10. 90)

もちろんこれは、水の供給がいかなる場合にも「健全性」を念頭として行われていたことを示すものではない。とはいえ「植民市の健全性」なる言葉が、統治上の処置を正当化したり推進したりするようなものであったことは伺えるだろう。

最後に、法的な取扱いについて確認する。『学説彙纂』にはウルピアーヌスによる次のような学説が記されている。

「しかし法務官はこの特示命令を通じて、排水溝が清掃され修復されるように配慮した。これらの2つは共に、市の健全性と保全に関わる (*ad salubritatem civitatum et ad tutelam pertinent*)。」(Dig. 43. 23. 1. 2)

これはある人物がほかの者の家にまで伸びる私的な排水溝を整備する際、それを妨げることを禁止する法についての注解である。ここでの排水溝は私的なものとされているが、公の福祉 (*publicam utilitatem*) に関わるとみられるがゆえに、この清掃・修復は妨げられることがない。なぜなら不潔な排水溝は、「不衛生な大気も建物の倒壊も引き起こすだろう (*caelum pestilens et ruinas minatur*)⁽²⁴⁾」から。ここでもやはり、都市の健全性を守ることが、禁止や許可の根拠に組み込まれている。

このように、フロンティヌスのような水道長官のみならず、プリニウスのような政治家や、皇帝、ウルピアーヌスのような法学者もまた、「都市の健全性」に対して一定の配慮を示していることがわかる。「都市の健全性」は、官職の必要性や皇帝による建築の許可、法的な禁止や推奨を根拠づけるものとして扱われていると言えるだろう。

この「都市の健全性」に関係するものとは、具体的になんであったのだろうか。健全であるとはどういう状態を指すのか。再びフロンティヌスに戻りつつ検討してみたい。彼が飲み水の質を評価するうえで、それが健全であるか否かは重要な基準になっている。

「まことに先見の明ある元首たるアウグストゥスが、アウグスタ水道と呼ばれるアルシエティナ水道を引いたのは何故か、私にはよくわからない。というのも全くよいところがなく、それどころかあまりに健全でないため、人々の用いるためにはどこにも注がれることがない。」(Frontin. *Aq.* 11. 1)

(24) Dig. 43. 23. 1. 2.

同様の記述は90章から93章においても見られる。新旧のアニオ水道は水質が悪かったうえ、特に新アニオ水道は他の水道、とりわけクラウディア水道を汚染していた。その一方で、マルキア水道から流れる冷たくきれいな水が「大変不潔な用途」に用いられていることにフロンティヌスは気づき、結局マルキア水道は飲用に、旧アニオ水道は庭園や不衛生な用途に用いられることになった⁽²⁵⁾という。またフロンティヌスは、水の汚染について次のような法令も紹介している。

『何人も公に注ぐ処において水を汚染してはならない。もし汚染したならば、10000 セステルティウスが課されるべし。』(Frontin. *Aq.* 97. 5-6)

これもまた、飲み水に対する衛生面からの配慮と言える⁽²⁶⁾だろう。

水の健全性の吟味についてはウィトルーウィウスも詳細に語っている。彼は衛生的な水として、山裾や硬石室のところからの湧水⁽²⁷⁾、山地の井戸水⁽²⁸⁾、雨水⁽²⁹⁾などを挙げる。反対に不衛生な水については、平野から湧き出る水の不適切さ⁽³⁰⁾、水面に紫色の澱が浮かんでいるため、飲用に適さない水⁽³¹⁾、その他諸々の致命的な毒性をもつ水等⁽³²⁾について論述している。鉛害に対する配慮についても指摘しておくべきだろう。帝政期のローマ市において鉛は、その安さと加工のしやすさから、水道管の素材としてしばしば利用されていた。一方ウィトルーウィウスは「もしわれわれが水が衛生的であってほしいと望むなら、水はできるだけ鉛管から導かれ⁽³³⁾ないほうが良いと思われる⁽³⁴⁾」として、鉛管よりも陶管によって水を引くことを推奨している。彼が水の健全性という観点のみならず、利便性においても陶管の優越性を主張しているのは確かであるが、それでもこうした配慮は注目に値するだろう。

このような配慮が確認できるにもかかわらず、スコビーによれば、帝政期ローマの飲料水は、共和政期と比べて質的には悪化していた⁽³⁵⁾という。しかし上で確認したように少なくとも理念上は、首都に清潔で衛生的な水を供給することは「都市の健全性」に資する重要な要素であり、行政上あるいは法的な措置に値する仕事であったといえるだろう。

「都市の健全性」は、飲み水が清潔であることのみを示すものではもちろんなかった。フロンティヌスは皇帝の偉業を褒め称えて次のように言う。

(25) Frontin. *Aq.* 92.

(26) まったく同じではないが、これに似た学説は『学説彙纂』にも見ることができる (*Dig.* 47. 11. 1. 1)。

(27) Vitruvius. *De arch.* 8. 1. 2. また、引用については以下を参照し、適宜改訳した。森田慶一訳、『ウィトルーウィウス建築書』、東海大学出版会、1969年。

(28) Vitruvius. *De arch.* 8. 1. 6.

(29) Vitruvius. *De arch.* 8. 4. 2.

(30) Vitruvius. *De arch.* 8. 1. 7.

(31) Vitruvius. *De arch.* 8. 3. 6.

(32) Vitruvius. *De arch.* 8. 3. 15-23.

(33) A. T. Hodge, *Roman Aqueducts and Water Supply*, Bristol Classical Press, 2011, p. 307.

(34) Vitruvius. *De arch.* 8. 6. 11.

(35) A. Scobie, "Slum, Sanitation and Mortality in the Roman World," *Klio* 68, 1980, p. 424.

「貯水槽、水道施設、噴水、公共水盤の増大によって、その健全性 (*salubritas*) をさらに感じるようになるだろう。(中略) 外観はきれいになり、大気はより清浄となり、かつて都市ローマの空気を悪名高いものとした、不快な大気 (*gravioris caeli*) の原因は取り払われた。」

(Frontin. *Aq.* 88. 1-3)

「*gravis caelium*」という語自体は「悪臭のある大気」や「悪い天候」も示す語であり、必ずしも健康にかかわる大気を示すものではない。しかし悪しき天候と健康の関係は古代ローマにおいても見出されており、例えばキケロー⁽³⁶⁾やリーウィウス⁽³⁷⁾は「*gravis caelium*」という語を病気と関連付けて使用している。また『学説彙纂』において、清掃されない排水溝が「不潔な大気 (*caelum pestilens*)」の原因となり、そのため排水溝の清掃が「都市の健全性」に資するとされていたことは先述の通りである。このような用例と文脈から考えれば、ここでの「*gravis caelium*」が、単に不快だけでなく健康に害をなし、かつ排水整備によって改善することができるような大気の状態を示していると解するのが適当であろう⁽³⁸⁾。

水や大気以外にも、「都市の健全性」に結び付けられていた可能性がある対象はいくつか考えられる。たとえば道路の清潔がそれで、『学説彙纂』には道路に死体や動物の皮などの遺棄を禁止する法が載せられている⁽³⁹⁾。そもそも道路を清潔に保つことは、スエトニウスが報告しているように⁽⁴⁰⁾造営官の義務とみなされていたし、また道路に面している土地の所有者は、その土地を清潔に保つ義務が課せられていた。家畜が行きかい、さらには屠殺された動物の血が遺棄された可能性があるローマの道路は、蠅や病原菌の温床となりえたとスコビーは指摘している⁽⁴¹⁾。貯水槽から溢れる水が、量的には不十分だったとはいえ道路の洗浄に用いられていたことを踏まえた場合、先に挙げた無主物の水に関する皇帝の布告は、道路の洗浄を「都市の健全性」への配慮の一環として扱ったものとしても解釈され得る。

以上見てきたように、元首政期ローマには、都市を衛生的なものにしようとする配慮が、皇帝や政務官、法学者の記述において見ることができる。言うまでもないが、このような都市から病の原因を取り除こうとする努力は現実的には実行されなかったか、あるいは不十分なままであっただろう。しかしながら「都市の健全性」は、おそらくは「都市への配慮」に関わるものとして、建築の許可、法的な禁止や励行、行政上の処置の賞賛などの裏づけとして取り扱われているのである。このような配慮の由来と呼ぶべきものはどこにあるのだろうか。先ほど確認したように、道路の清掃や公衆浴場の洗浄に責任を負っていたのは造営官であった。その義

(36) Cic. *Div.* 1. 130.

(37) Liv. 5. 13. 4.

(38) このような気体の正体については、古代の水道に排水トラップが存在していなかったことから、水道内で発生した硫化水素などのガスが水道がつながっている施設や個人の邸宅に漏れ出したものだと考えられる。Scobie, *op. cit.*, p. 412; Hodge, *op. cit.*, p. 334.

(39) *Dig.* 43. 10. 1. 5.

(40) Suet. *Vesp.* 4.

(41) Scobie, *op. cit.*, p. 418.

務について、ディックは『法について』の注釈において次のようにまとめている。⁽⁴²⁾

「都市への配慮」。これは神殿のみならず、道路などの公共建築物の修理や清掃を含む義務である。これらの公共の建築物のみならず、公に開かれた私的な建築物、例えば私的な公衆浴場や娯館の監督もこの官職の職務に含まれている。水道の整備もこの官職の仕事であり、またパレードやそれに類するものにおける治安の維持なども「都市への配慮」に包摂される。

「穀物への配慮」。共和政期後期以降、ローマでは穀物の無料配給が行われるようになったが、これを管理するのが造営官になる。この義務はカエサルによって、彼が新設した「穀物に関する平民造営官」に付与され、後には他の官職や皇帝自身に引き継がれるようになる。

最後に「競技への配慮」。もともと神殿の管理をその職務とした造営官は、次第に神に奉げられる祝祭の準備も担当するようになった。各々の造営官はこの準備のために、公費のみならず莫大な私費を投じ、盛大な祝祭を市民に提供し、それによって人気を獲得してより格の高い政務官への道を開いた。造営官は執政官などの高級政務官にいたる出世街道のスタートラインであり、足掛かりとなっていたのである。

これらの義務のうち本稿で重要だと思われるのは、最初に挙げられた「都市への配慮」である。「都市の健全性」を確保するという水道の維持、公共物の整備や清掃は、造営官の義務とほとんど一致するものである。いってみれば「都市の健全性」は、フロンティヌスが併置している「安全」や「便宜」のようなものとならんで、それなりに幅広い「都市への配慮」なるものの、ひとつの対象であったのだろう。そしてそれは、帝政期以前には造営官が、それ以降にも同官職ならびにそれに相当する立場の者が果たさなければならぬ公的な義務であったと言えるだろう。実際にはこれらの義務が完全に果たされることはあまりなかったようである。先に述べたように造営官は民衆の人気を獲得することができる重要な官職であったが、それゆえに多くの造営官やそれに相当する官職は見栄えが良く人気に直結する建築物や見世物に力を入れ、反対に地味で目立ちにくいインフラの整備は蔑ろにされることもあった。とはいえ再三言うように、民衆の関心が火事に対する安全、飲み水や食糧の確保にあったにしろ、「都市の健全性」への配慮が全く現われないというわけではなく、少なからぬ法学者や文学者が都市を健全に保つことに関心をもっていたのである。

このように、共和政末期から元首政期のローマにおいては、衛生が統治上の関心のひとつとなっていた。上で挙げた史料から伺えるのは、ローマの知識人は人が病気にならないよう都市からその原因を排除することを意義あることとして認めていた、ということである。さて、本論において問題なのは、この「都市の健全性」への配慮から公衆浴場の建築が行われたのか否かであった。そのためにこの「都市の健全性」の射程をはっきりさせ、そこに「治療」という観点が含まれていたのか否かを明らかにしなければならない。そこで次節では、本節で取り扱った政策上の存在が実際に確認できたような衛生に対する配慮とは異なる、理論上の衛生に対する配慮を、ウィトルーウィウスの『建築論』を通じて検討する。そのうえで、「都市の健全性」

(42) A. R. Dyck, *A Commentary on Cicero, De Legibus*, University of Michigan Press, 2004, p. 448.

がもっぱら都市環境に関わる概念であったことを示す。

3 「都市の健全性」と公衆浴場

本章ではウィトルーウィウスの衛生論を確認しつつ、公衆浴場が衛生に対する配慮のもと建築されたか否かを検討する。先の章で取り上げられた史料においては、「都市の健全性」に関して具体的でわかりやすい対象、たとえば水道や道路といったものが取り上げられていたが、その分「健全性」の理念的な射程を把握するには不十分であったように思われる。一方のウィトルーウィウスの衛生論は、都市衛生と関係があるとは言い難いものを対象にしている上に、おそらく現実にはほとんど実行されなかったようなものではあるが、なにか「都市の健全性」の対象になりえたか、という問題を検討するには一定の意義があるといえる。

(1) 『建築論』における衛生論

ウィトルーウィウスは共和政末期にカエサルの下で技術者として活動し、内乱後には建築についての理論書である『建築書』を執筆した、ローマを代表する建築理論家である。その『建築論』がアウグストゥスに献上されたのはおよそ前24年ごろだと考えられている。⁽⁴³⁾ 皇帝に捧げられたこの本のなかで、ウィトルーウィウスは次のように建築論の意義を語る。

「わたくしは、これを参照すれば以前に造られた建物も今後造られる建物もそれがどんなものであるかをあなた自身がお知りになることが出来るように、この本を書きました。」

(Vitr. *De arch.* 1. 1. 3)

あくまでこれは献辞であって、この本の内容自体は技術者や技術官僚に向けられた面が多い。とはいえこのような言葉は、皇帝や技術官僚が建築や都市計画において一体何を知べきか、というこの本のテーマの一部分を示していると言える。

『建築書』第1巻では、建築家が獲得すべき諸学問の知識や技術が列挙されているのだが、その中でウィトルーウィウスは医学を数学や自然哲学と並べて取り上げている。

「実に、天空の傾斜——ギリシア人のいうクリマタ——の故に、また衛生的な (*salubres*) あるいは不衛生な (*pestilentes*) 空気と土地の利用のために、医学を知る必要がある。なぜなら、これらの理法を除外してはどんな住家も衛生的にはなりえないから。」

(Vitr. *De arch.* 1. 1. 10)

(43) A. McKay, *Vitruvius, Architect and Engineer: Buildings and Building Techniques in Augustan Rome*, Bristol Classical Press, 1985, pp. 15-16.

彼の論述は都市や広場のような公共の空間から、個人の邸宅などの私的な設備にまでいたるが、本稿では特に「都市の健全性」にかかわりの深い前者を取り上げる。水については前章で述べたので、以下では城市と劇場についての論述を検討しよう。

城壁で囲まれた都市については、まず健康に良い敷地を選ぶことが重要になる。避けなければならないのは沼や海に近接している場所であり、前者は沼からの瘴気が都市に吹き込む危険性が、後者は都市の気温を過剰に熱くする危険性があるとされる。ただし沼のある地域であっても、ラヴェンナのようにその沼が海に面している場合には、水はけや暴風時の海面上昇によってその沼の害を排除することが出来るため、それらの都市は「信じられないほどの健全性を持つ (*habent incredibilem salubritatem*)」(1.4.11)⁽⁴⁴⁾とウィトルーウィウスは語る。そのほかにも彼は、家畜の豚の肝臓を検査することで、その土地の水や飼料の質を検査する方法を紹介している(1.1.9)。これら自然環境上の諸条件について城市の健全性のために重要なのは、都市内部における通路の配置であり、建築物が適切に配置されていれば人々に害を与える風を通路から取り除くことができるとされる。一方ミュチュレーネーのような都市では、建物は壮麗であっても正しく配置されていないため、季節によって健全性を失ってしまうとウィトルーウィウスは批判する(1.6.1)。

城市とおなじく、劇場を建設する際にもできるだけ健康に良い敷地が選ばなければならない。その場所とはやはり沼沢地から風が来ないような場所であり、建築家は沼沢地からの毒気が観客に入り込まないように配慮しなければならない(5.3.1)。また劇場は日光の影響をできるだけ避けることができる場所に建てなければならない、それを怠れば劇場にこもった熱によって観客は目がくらみ身体から湿を奪われる、とウィトルーウィウスは論じる(5.3.2)。これらの条件を充たし、体に害を与える原因を排除できる場所が、ウィトルーウィウスの考える健全な場所である。

このようにウィトルーウィウスは、みづから第1巻で触れているように、建築物が健全性を有し病気や体調不良を引き起こさないようにすることに配慮を見せている。これに加え、本稿第2章で述べたように、『建築論』第8巻では都市に衛生的な水を送り届ける方法が記述されている。このことからウィトルーウィウスもまた、「都市の健全性」のような言葉を直接は用いていないが、フロンティヌスや小プリニウスらに近い関心を抱いていたとも言えるだろう。それではウィトルーウィウスは、本稿で問題となっている公衆浴場に対してどのような記述を行っているだろうか。

公衆浴場の敷地と各施設の配置について、ウィトルーウィウスは次のように述べる。

「まず、できるだけ暑い敷地すなわち北風または北東風に背を向けた敷地が選ばれるべきである。温浴室そのものと微温室そのものは冬季西から光を採る；しかし、土地の状況がそれを妨げるならば、とにかく南から採る。」(Vitr. *De arch.* 5. 10. 1)

(44) 本節の括弧内は Vitr. *De arch.* の引用箇所である。

施設の内装については、温浴室の床は「地下炉の方へ高配をもって1ペースの平瓦で敷き均され」るべきであり、天井は石造りか煉瓦造りが望ましい(5.110.2-5)。ウィトルーウィウスは浴場についてこのように記述がするが、しかしこれらは城市や劇場のように、利用者の健康に配慮したものではない。私的な浴場についての説明において、浴場を「冬の落日の方向に面すべき」である理由が「夕暮れの光線を利用する必要があるし、さらに面と向かった夕陽は輝きをもちながら熱を緩和して夕暮時にそのあたりを生温かくする」とされている(6.4.1)のと同様、上記の技術的な工夫は温浴室の温度を高く保つためのものに過ぎない⁽⁴⁵⁾。ウィトルーウィウスの浴場の健全性に対する関心のなさは、浴場に付設されている体育施設であるパラエストラにおいても同様である。第1章で若干触れたとおり、運動は古代ローマの医学において療法と見なされており、入浴療法とも結びついていた。このような理由をもってロビンソンは運動施設そのものも「公衆衛生」として理解するが、一方ウィトルーウィウスはパラエストラについて医学的な記述を行わず、もっぱら運動場の実用性等に言及するのみである(5.11.1-4)。執筆時のローマにはすでに入浴療法が知られているはずではあるが、ウィトルーウィウスは「健全性を持つ浴場」なるものの記述を行おうとはしていない。

『建築論』の衛生論は、なんらかの医療的設備についてのものではない。それは、別の機能や目的をもつ設備を利用する際に病気にならないよう、その原因(熱や瘴気)を排除することに向けられている。その一方、彼はギリシアにはすでに存在していた病院のような施設には言及しないまま、都市に必要なと思われる建築物について語った、と述べるのである(5.12.7)。いってみれば、ウィトルーウィウスが「医学」を尊重しているのは確かだとしても、彼は都市計画において病気を治療する空間のことをほとんど考慮に入れていない。彼は公衆浴場の都市における必要性を、その医学的効用からは考えてはいない。仮に『建築論』が浴場の衛生論を含むとしたら、それは本稿第1章で確認した医学的言説に関連するというよりは、むしろ「病気になることなく利用できる浴場」についての記述、例えば水質に関するものになっていただろう。

(2)「都市の健全性」の理念上の射程

上で検討したように、前1世紀末のウィトルーウィウスから後2世紀の前半の小プリニウスに至るまで、古代ローマの知識人はフロンティヌスが「都市の健全性」と呼ぶようなものに関心を持ってきた。それが一体どのようなものなのかを整理してみよう。「都市の健全性」に資すると考えられていたのは以下のような事柄である。飲み水が害をもたらさないこと、水道から不衛生な気体が発生しないこと、都市や劇場のなかに瘴気や冷氣、熱気が入り込まないこと。そして確定的な記述はないが、おそらく道路を清潔に保つこともこれに含まれる。

ここから伺えるのは、都市が健全性をもつと言われる時、それは病気の原因がその都市から

(45) McKay, *op. cit.*, pp. 67-70.

(46) Robinson, *op. cit.*, pp. 116-117.

排除されている、という程度の意味であるということだ。仮に古代の医学を治療に関するものと環境に関するものとに分けたとすれば、「都市の健全性」は明らかに後者のみと関わりをもつ。つまり、病気にかかったものが治療を受けるような場所を用意すること、これは「都市の健全性」とは基本的に無関係であり、そして皇帝や行政官の任務として認知されていないように思われる。実際、ローマには都市の市民が利用できる病院のような設備は、少なくとも帝政の後半になるまで存在しなかったし、病院を意味する語もそのほとんどがギリシア語を由来としていた。⁽⁴⁷⁾とはいえ病院ないし治療的設備が全く存在していなかったわけではない。軍医制度がそれであり、帝政期のローマの軍団は医師を引き連れていたと考えられている。このような軍事病院 (*valetudinarium*) は、おそらく常備軍の設立とともに誕生した組織的な医療体制であった。⁽⁴⁸⁾このような医療従事者を集めた組織が存在しながら、それがローマの都市住民の治療のために組織されることは、元首政期にはほとんどなかったのである。

そもそもローマにおいて、なんらかの専門家集団が組織され、都市のために働くという事態が無かったのではないかと、という疑問に対しては、ふたつの例を挙げることができる。ひとつは水道長官とそれに従う解放奴隷たちである。水道長官はアウグストゥスの治世において造営官を務めたアグリッパを初代とし、彼が死後自らの解放奴隷をアウグストゥスに遺贈して以来、水道事業に従事する解放奴隷を束ねて公共水道の建築と整備に携わっていた。⁽⁴⁹⁾フロンティヌスがこの水道長官を務めたことは先述の通りである。もうひとつは後6年にアウグストゥスによって設立された常設消防隊である。アウグストゥスははもと、消防活動を造営官の「都市への配慮」の一環であると考え、前22年にはその任務の補助のために600人の奴隷を貴族造営官に与えている。この試みの後、アウグストゥスは後6年に7大隊3500人からなる常設の消防隊を組織し、消防隊を統率する消防長官を騎士階級の者のなかから任命した。この消防隊は人員を増加させつつ後4世紀まで残存し、消防活動のみならず夜間の治安維持も行っていた。⁽⁵⁰⁾

このように、ローマには都市の安全と健全性に関わる技術者や専門家の集団が存在していた。医療従事者を組織し、軍事活動において活用するだけの知識もまた存在していたのだろう。しかしながら、組織された医療従事者を都市住民の健康のため役立てようとしたり、医学的な知識をもつ人間を行政組織に組み込もうとする企ては、すくなくとも後368年までほとんど現われなかったのである。⁽⁵¹⁾共和政末期から元首政期の言説を見渡す限り、ローマの知識人や統治者たちは病院のような施設が都市にあることの必要性を認めていない。彼らの関心は、現に個々

(47) 例外として、ティベレ川の小島に設けられたアスクレピアスの神殿がある。ここには病気に罹るなどして仕事ができなくなった奴隷が遺棄された。とはいえここは一般市民が治療などの目的のために赴くような場所ではなかった。

(48) *Ibid.*, p. 127.

(49) 小林雅夫、『古代ローマのヒューマニズム』、原書房、2010年、第4章参照。

(50) エルンスト・マイヤー（鈴木一州訳）、『ローマ人の国家と国家思想』、岩波書店、1968年、302-303頁。

(51) Robinson, *op. cit.*, pp. 105-110.

(52) *Ibid.*, pp. 127-128.

の住民が健康に生活できているかという、個々人の衛生状態よりはむしろ、都市が健全な状態にあり病気の原因が可能な限り減らされているか、という点に向けられている。要するに、「都市への配慮」に包摂されるであろう「都市の健全性」と安全に関して、統治者や政務官が責任をもっている対象は文字通り「都市」であって、住民個人ではない、と考えられるのである。

このように「都市の健全性」を理解した場合、もはや公衆浴場の建設をこれに関連付けることは困難である。第1章で確認したように、浴場と医学が接点を持つのは、治療法・養生法としての入浴療法においてであった。実際、ローマの公衆浴場には医者が滞在し、そこで医療活動をおこなっていた⁽⁵³⁾。その医学的側面に注目した場合、ローマの公衆浴場は治療の場でもあったとさえいえるかもしれない。しかしながら、元首政期のローマにおいて統治と医学が多少なりとも結びついていた「都市の健全性」に関して問題となっていたのは、民衆に治療の場を与えることではなかった。そうではなく、都市が病気を引き起こさないよう管理することのみが、政務官や統治者に求められていたのである。公衆浴場の医学的効用を民衆に与えることを、皇帝の義務として考えることはできない。

公衆浴場の建築が「都市の健全性」に貢献すると考えられたとすれば都市をより清潔にしたたり、病気の原因を取り去ったり、あるいは浴場そのものが病気になりにくい健全な場所であったりする必要がある。第1章で取り上げたような医学的言説とは別に、公衆浴場にはこのような機能があったなどと考えられていたのだろうか。しかし実際には、公衆浴場はむしろ不潔な空間として理解されていたのである。例えばケルススは負傷中に入浴することを、傷を不潔にして悪化させるため、もっとも有害な行為のひとつとまで述べる⁽⁵⁴⁾。ここでの入浴で用いられる浴場が公的なものか私的なものかははっきりしないが、いずれにせよ入浴に用いられる水は不潔であると考えられている。医学から離れたより大衆に近い視点からは、公衆浴場はそれを不適切に使用するものによって不潔にされていると見なされている。例えばマルティアーリスは、人々が公衆浴場の浴槽で尻、頭、股座を洗って、風呂の水を汚していると不満を述べている。確かにここで挙げられている人物が実在していたかは疑わしいし、幾分の誇張はあってもおかしくない。しかしフェイガンが指摘するように、このような風刺が成立すること自体が、公衆浴場の不潔さが広く一般に知覚されていたことを含意しうると言えるだろう⁽⁵⁸⁾。またフロンティヌスは『水道書』において、公衆浴場の水の質に対して無関心さを見せている。彼はマルキア水道の衛生的な水が不適切に用いられていることに不満を漏らしているのだが、そこで彼は公衆浴場への水の供給を「不潔な用途」と同列に扱っているのである。そもそも彼によれば、もともと公衆浴場に用いられていたのは貯水槽からあふれ出た水であったという。これら

(53) Fagan, *op. cit.*, pp. 90-93.

(54) Celsus, *Med.* 5, 26, 28, D.

(55) Mart. *Spect.* 2, 42.

(56) Mart. *Spect.* 2, 70.

(57) Mart. *Spect.* 6, 81.

(58) Fagan, *op. cit.*, p. 183.

の水质上の問題に加え、フェイガンは公衆浴場が排出する煙と悪臭についても指摘している。⁽⁵⁹⁾ このように、古代ローマの公衆浴場は「都市の健全性」に適うような清潔な空間ではなく、むしろ不潔な空間であったと言えるのだ。

このように、ローマの公衆浴場は、治療の場と「都市の健全性」の不適合性、そしてそれ自体の不衛生さというふたつの理由から、「都市の健全性」と結びつけることはできない。公衆浴場の清掃が造営官の義務であると見なされたこと自体は、「都市の健全性」に対する配慮が少なくとも「都市への配慮」の一環だったと言えるかもしれない。だが皇帝が公衆浴場を建築した時、そこに「都市の健全性」が念頭にあったとは言えないのである。公衆浴場を建設することで、皇帝は間接的に、ローマの人々に彼らが治療を受けることのできる場を与えたことにはなるだろう。その治療上の機能が、公衆浴場が与える身体的快楽や社会的機能と同じように公衆浴場の人気、ひいてはそれを建設した皇帝の人気に貢献した可能性はもちろんある。そして皇帝がその事実を知っていた可能性も否定は出来まい。しかし皇帝に治療の場を市民に与える義務があったわけでもなければ、彼が市民の健康そのものに心を砕いていたという証拠もない。皇帝や政務官の義務と関心は、あくまで都市を安全で清潔な空間にすることにあったのである。

おわりに

本稿では、「都市の健全性」という概念を手がかりに、公衆浴場の医学的地位を検討した。ローマの人々、すくなくとも一定以上の知識をもつ人々が、入浴を健康と結びつけて考えていたことにはほとんど疑いの余地はなく、したがって公衆浴場も相応の医療上の機能を持っていたと考えられる。そしてその機能とは、治療と身体強化を患者当人や医者が行うための場を提供することであった。一方、元首政期のローマにおいて、行政などが医学的な関心を持っていたとすれば、それは都市を病的ならざるものにするものに向けてであって、治療の場を市民に与えることではなかった。よって公衆浴場の医学的機能と統治者や行政の医学的関心のあいだには小さからぬ食い違いがあるのであって、ゆえに公人や有力者による公衆浴場の建設を、衛生上の配慮からなされたと考えるのは困難なのである。

本稿では、「都市の健全性」と呼ばれているものを、その外にある公衆浴場との対比によって明確化することを試みた。一方、「都市の健全性」と公衆浴場ともに、それぞれを詳細に分析できたとは言い難い。前者に関しては、この概念を古代の医学史や行政・法制史のなかでいかに位置づけるべきか、とくに古代医学の環境に関する言説とどのような関係があるかなど

(59) *Ibid.*, pp. 186-187.

(60) ナットンによれば、環境に関する言及は古代の医学全体から見ても量的に少なく、また治療に関するものと同様、主たる目的は個人たる患者を病気から守ることにあり、さらに人工的環境の影響に関するものはさらに少ないという (Nutton, *op. cit.*, pp. 70-71)。「都市の健全性」とこのような医学的言説の間には理論上の類似点は多いものの、その目指すところは大きく違っていると考えるだろう。

をあやふやなままにしてしまった。後者に関しては、比較対象として持ち出したとはいえ、公衆浴場の建造理由や他の社会的機能⁽⁶¹⁾について叙述することができなかった。そして両者に関わる問題として、「医学」的文献に注目するあまり、呪術や信仰といった、非「医学」的な側面を捨象してしまった。これらの問題点を踏まえ、「都市の健全性」についてより包括的かつ詳細に分析することを今後の課題としたい。

(61) この点に関してはフェイガンやイエギルなどが、公衆浴場の様々な機能（歓楽の、あるいはコミュニケーションとしての場）や有力者による建造理由（富の顕示、贈与）を論じている。前掲書を参照されたい。